

訪問看護ステーション指定（介護予防）訪問看護 運営規定

（事業の目的）

第1条 この規定は、社団医療法人英静会が開設する訪問看護ステーション フォレスト日光（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営のために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、主治医の訪問看護指示書に基づき適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション フォレスト日光
- ② 所在地 栃木県日光市根室 607-5

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- （2）看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
- （3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は以下のとおりとするが、当事業所と利用者双方の同意による例外は認める事とする。

- （1）12月31日から1月3日までを除く祝祭日を含む毎週月曜日から金曜日までを営業日とする。
- （2）営業日の午前9時00分から午後5時00分までを営業時間とする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用料等）

第6条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。料金については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同

意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（１）介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

（２）医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

２ ステーションは、基本利用料の他以下の場合は、その他の利用料として、支払いを利用者から受けるものとする。

（１）訪問看護と連携して行われる死後の処置

（２）次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は 1km 50 円とする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 旧今市市内、および宇都宮市の一部（富屋地区、篠井地区）、塩谷町の一部（船生地区）とするが、当事業所と利用者の双方の同意に基づき例外は認める事とする。

（事業の内容）

第 8 条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（ハラスメント対応）

第 10 条 当ステーションは、利用者やその家族が暴力又は乱暴な言動、ハラスメント行為（叩く、蹴る、怒鳴る、奇声、大声を発する、身体を押さえつける、性的な発言をする 等）を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

（身体拘束等行動制限について）

第 11 条 当ステーションは利用者様の生命又は身体を保護するための緊急、やむを得ない場合を除き、原則、身体拘束行動制限を行いません。尚、緊急やむを得ない場合があり、身体拘束行動制限が必要となった場合の説明と同意については別紙に定めるものとします。

（高齢者虐待防止について）

第 12 条 当ステーションは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための高齢者虐待防止のための指針を定めると共にその対策を検討する委員会を定期的に開催し、全ての職員へ周知徹底を図り職員に対し、虐待防止の研修を年 2 回以上実施する。

（その他運営についての留意事項）

第 13 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - ② 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じたときに随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社団医療法人英静会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（苦情処理について）

第 14 条 ステーションは、利用者より苦情に対し苦情受付担当者及び苦情解決担当者を置き常時受付し、円滑に苦情処理を行うものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。